

平成29年度

苫小牧市放課後児童クラブ入会のしおり



はじめにお読みください

- 苫小牧市放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）は、保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童のために適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として開設しています。

保護者が在宅の日（証明書に基づく日及び時間）には放課後児童クラブの利用はできませんので、家庭で一緒に過ごしてください。

- このしおりには、放課後児童クラブの入会手続き、利用方法、利用料等について記載しています。お申込の前によく読んで、その後も保管してください。
事実と異なった内容の申請書、証明書を提出された場合、入会取消となりますのでご理解ください。

- 臨時休業の際の開室状況については、苫小牧市公式HPでお知らせいたします。
なお、臨時休業の際は保護者の送迎が必須となります。

右のQRコードを読み取ることで、開室状況のページを表示できます。



苫小牧市健康こども部青少年課

〒053-0018

苫小牧市旭町4丁目4番9号 苫小牧市役所第2庁舎2階

電話 (0144) 32-6759 (直通)

FAX (0144) 32-1233

H P http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/group/group_165.html

メール seishonen@city.tomakomai.hokkaido.jp

放課後児童クラブについて

苫小牧市放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊び及び生活の場を提供することにより、その健全な育成を図ることを目的として開設しています。

1 活動内容

放課後児童クラブでは、次の活動を行ないます。

- (1) 児童の健康管理・安全確保・情緒の安定
- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (3) 遊びを通しての自主性・社会性・創造性を培うこと
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- (5) その他児童の健全育成上必要な活動

2 入会の対象となる児童

次の全てに該当する児童が対象となります。ただし、定員を超過した場合は入会待ちとなる場合があります。

- (1) 小学校1年生から6年生までの児童であること。
- (2) 衣服の着替えやトイレなど、身の回りのことが自分でできる児童であること。
- (3) 次のいずれかの事由により、放課後に帰宅しても保護・指導が受けられない児童であること。

事 由	内 容
1. 保護者の就労 (※求職中の方は、お仕事が決まってから申請してください。)	1か月に15日以上かつ3か月以上継続 ※次の時間以降、保護者が不在であること 1年生 : 14時 2年生 : 14時30分 3年生以上 : 15時 (通勤時間を含む)
2. 母の出産	妊娠中もしくは出産後間もないこと ※産前2ヶ月、産後2ヶ月以内であること ※育児休暇中は利用できません。育児休暇終了の1ヶ月前から申請をお受けします。
3. 保護者の病気	病気、負傷、障害等により長期にわたり通院または入院していること
4. 家族の介護・看護	同居の親族を常時介護または看護していること
5. 家庭の災害復旧	震災・風水害等の復旧にあたっていること
6. 就労を目的とした通学	就労を目的として職業訓練校や専門学校に通学していること(1ヶ月15日以上) ※時間については事由1に準ずる
7. 特に市長が必要と認めたとき	

3 運営体制

小学校内開設の児童クラブ	室長	健康こども部青少年課長
	副室長	健康こども部青少年課主査
	連絡員	児童クラブ設置校教頭
	児童支援員	2名以上
児童センター開設の児童クラブ	室長	健康こども部青少年課長
	児童支援員	2名以上

4 開室時間

小学校内開設の児童クラブ	通常開室日（月～金）	児童の下校時～18時30分
	学校行事等（運動会等）の当日	
	土曜日、長期休業期間	7時45分～18時30分
	学校行事等（運動会等）の振替休業日、開校記念日（平日の場合）	
	臨時休業（前日までに確定した場合）	
	臨時休業（当日に確定した場合）	
児童センター開設の児童クラブ	通常開室日（月～金）	児童の下校時～18時30分
	学校行事等（運動会等）の当日	
	土曜日、長期休業期間	7時45分～18時30分
	学校行事等（運動会等）の振替休業日、開校記念日（平日の場合）	
	臨時休業（前日までに確定した場合）	
	臨時休業（当日に確定した場合）	

※臨時休業の際の利用は、保護者の送迎が必須となります。

※児童が全員帰宅した場合、閉室時間を早めることがあります（児童センターについては17時00分まで開館しています。）

※土曜日ご利用の際は、前週の金曜日までにかけてはしにご記入ください。それに基づき、閉・開室の決定及び開室時間帯を決定しますので、正確にご記入願います。

5 休室日

- (1) 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- (2) 臨時休室日
 - ① 伝染病（インフルエンザ等）の事由により、学校閉鎖となる場合
 - ② 災害及び地震発生時で、特に移動に危険が伴うと判断される場合（避難勧告、通行止め等発令時）
 - ③ 休室が適当であると苫小牧市長が認めた場合

放課後児童クラブの入会手続きについて

放課後児童クラブは、児童の健全育成を図るため、児童福祉法に定められた「放課後児童健全育成事業」として位置づけられたものです。利用に当たっては、児童の気持ち・立場を大切に、家庭内で十分に相談された上で入会手続きを進めるようお願いします。

1 申請書の受付について

年度当初から入会を希望する場合は、利用申請書の受付期日は次のとおりです。

平成29年2月28日（火）まで（期日厳守）

※申し込み期日を過ぎて提出された場合、年度当初の入会ができないことがあります。期日以降も随時受付しますが、定員を超過している場合は入会待ちとなります。

※児童センターの入会手続きについては、直接各児童センターへお問い合わせください。

2 申込書類

記入に当たっては、平成29年3月31日までに申し込みの場合は、平成29年4月1日現在の状況を記入いただき、年度途中の申込の場合は、その時点での状況を記入願います。

1	放課後児童クラブ利用申請書	保護者欄は必要書類等の送付先となりますので、正確に記入願います。
2	クラブから自宅までの略図	詳細に記入願います。
3	預金口座振替依頼書	利用料のお支払いは口座振替でお願いします。 前年度口座登録していただいた方は不要です。
4	放課後児童クラブ利用料免除申請書	利用料の免除を申請する方のみ 就学援助世帯の免除決定は、苫小牧市教育委員会の就学援助基準による認定確認後、通知します。

その他、入会理由によって以下の添付書類の提出をお願いいたします。

入会事由	必要書類
1. 保護者の就労	在職証明書（シフト勤務の場合、シフト表も）
2. 母親の出産	母子手帳のコピー（出産予定日記載のページ）
3. 保護者の病気	診断書のコピー
4. 家族の介護・看護	介護保険の認定通知、診断書等のコピー
5. 家庭の災害復旧	罹災証明書
6. 就労を目的とした通学	在学証明書

※保護者について、個人の事由ごとに提出してください（保護者以外の兄弟、祖父母は不要です。）

※必ず全ての書類を揃えて提出してください。在職証明書が間に合わない場合は、勤務日数・勤務時間等が分かる書類（勤務条件通知書等）を添付してください。

※児童に障がいがある場合は、障がいに係る手帳や診断書のコピーを提出してください。

3 保険料の納入について

放課後児童クラブの活動中の事故については、学校の災害共済給付金は適用になりません。このため、放課後児童クラブの活動中に発生した事故に対応するため安全保険に加入していただきます。

- ・掛金 年額800円（安全保険加入料金は利用申請時に現金で納入していただきます。）
- ・給付内容 通院（日額）1,500円 入院（日額）4,000円 他

4 提出先

入会を希望する放課後児童クラブ又は青少年課へ保護者が提出してください（電話・郵送不可）。初めてクラブを利用する児童については、クラブの場所や雰囲気を知ってもらうためにも保護者と一緒に児童クラブへ申請にお越しくください。

5 入会の選考及び決定

書類審査等により選考の上、入会の可否の結果を通知します。通知時期は次のとおりです。

年度当初からの入会希望の場合	3月中旬
年度途中からの入会希望の場合	申込みから10日前後

※入会待ち（待機）となった場合、入会可能になった時点で随時ご連絡します。

6 入会選考における優先順位について

定員を超えた場合、次の番号順で優先度を考慮し、空きが出た時点で入会及び入会待ちを決定します。先着順ではありません。

① 学年（低学年を優先）
② ひとり親家庭
③ 保護者の就労時間・就労日数

<申請時の注意>

- ・原則として通学先の校区内の児童クラブをご利用いただきます。
- ・入会希望日が5月1日以降の場合、1ヶ月前から随時申込を受け付けます。
保険の手続き上、受入可能までに数日必要になりますので、余裕を持ってお申込みください。

7 入会の取消し

入会が決定された場合であっても次に該当するときは、入会が取消しになることがあります。

- (1) 多数の児童、異学年の児童による集団生活となりますので、入会后一定期間（約一ヶ月間）クラブでの様子をみさせていただきます。その上で、児童が集団生活に適さないと認められたとき、あるいは事業の運営上、支障があると認められたときは、退会していただくことがあります。なお、一定期間後であっても、退会していただくことがあります。
- (2) また、事実と異なる申告、証明書を提出された場合や入会の要件を満たさないことが判明したときにも、入会が取り消しになります。

8 入会後の諸変更手続

年度の途中で入会申込書記載の内容に変更があった場合は速やかに支援員に申し出て、所定の手続きを行ってください。

(1) 退会手続（提出書類「退会届」）

年度の途中で放課後児童クラブを退会する場合には、所定の「退会届」に必要事項を記入し、利用している放課後児童クラブに提出してください。また、退会した場合でも再度入会が必要となった際は、所定の入会手続の上、利用申請することができます。

退会手続がない場合は、利用がなくても利用料をお支払いいただきます。

※次の事項に該当するときは、退会していただくことがあります。

- ① 家庭状況の変更により、入会の対象となる基準に合致しなくなった場合
- ② 他の入会児童に危害等を与える恐れがあると認められた場合
- ③ 正当な理由無く1か月以上利用がない場合

（放課後児童クラブの利用中に、保護者が止むを得ない事情で求職活動をする必要になった場合は1ヶ月間のみ退会を保留といたします。ただし、自己都合等での退職は除きます。）

(2) その他の手続

変 更 事 項	提 出 書 類
勤務先・勤務条件が変更になった場合	在職証明書
住所や電話番号等が変わった場合	住所・氏名等変更届

※勤務状態確認のため、年度途中に在職証明書を再提出していただく場合がありますので、ご承知ください。

<長期休業期間のみの利用について（特例措置）>

放課後児童クラブは通年での利用を基本としていますが、利用人数に空きがある場合、春・夏・冬休みの長期休業期間が該当する月のみ利用したい方の申込については、特例措置として以下のとおり受け付けます。

受付期間	夏休み（平成29年7・8月）	…平成29年6月1日～30日
	冬休み（平成29年12・30年1月）	…平成29年11月1日～30日
	春休み（平成30年3・4月）	…平成30年2月1日～28日

※長期休業期間のみ利用する場合は、保護者の就労時間の要件について「正午まで」に緩和します。

（例 保護者の就労時間が1時まで、7・8月のみ申込の場合…7・8月の通常授業日：利用不可、土曜日・始業式・終業式・午前授業等：利用可）

※新一年生の春休み該当期間の申込については、給食開始前まで利用できます。

※通常期間で利用中の方については、申請は不要です。

※原則として通学先の校区内に開設している児童クラブを利用していただきますが、定員超過の場合には別クラブを利用していただくこともあります。

※利用料の日割りはございませんので、該当する月の分の利用料をお支払いいただきます。

※おやつ時間より前に必ず帰宅する児童で、おやつの提供が不要な場合おやつ代相当額を免除します。

放課後児童クラブの利用料について

放課後児童クラブの運営に当たっては、受益者負担の原則に基づき児童の保護者に利用料を負担していただいております。

1 利用料の用途

利用料は、主として次の用途に使われます。

- (1) 教材や遊具等の購入
- (2) 光熱水費、電話料金等の維持管理
- (3) 児童支援員等の人件費



2 利用に関する費用

月額 3,500円 (内 おやつ代相当額 1,000円)

※児童センターはおやつがありません。おやつ代相当額は不要です。

※アレルギーのある方は各自でおやつ持参となります。保護者がクラブに持参してください。
おやつ代相当額は不要です。

※月の途中に入・退会する場合や当該月に利用がない場合でも、1か月分の利用料及びおやつ代を納入していただくこととなりますので、必要のない場合は前月末日までに退会手続きを行ってください。

3 納入方法及び納期限

口座振替によるお支払いをお願いします。利用する月の末日に届出口座から引落としとなります。

※当該月末日が土日祝日、年末年始の場合は、翌月最初の平日になります。

※4・5月分については6月30日、6・7月分は7月31日が引落日です。

※手続きの時期によっては、納付書でのお支払いをお願いする場合があります。

※残高不足等で振替できなかった場合、納付書をお送りしますので納入をお願いします。翌月に再振替することはできません。

納期限 (引き落とし日)

利用月	納期限	利用月	納期限
4月	6月30日	10月	10月31日
5月		11月	11月30日
6月	7月31日	12月	1月4日
7月		1月	1月31日
8月	8月31日	2月	2月28日
9月	10月2日	3月	4月2日

4 利用料の免除措置

(1) 放課後児童クラブ利用料には、免除制度があります。 ※おやつ代相当額は免除の対象外です。

	区 分	利用料 (月額/一人あたり)
①	被保護世帯 (生活保護を受給している世帯)	3,500円→1,000円
②	就学援助世帯	3,500円→1,000円
③	2子以上入会世帯 (同時期に兄弟姉妹で放課後児童クラブの利用がある世帯)	(1人目) 3,500円 (2人目) 3,500円 →2,250円 (3人目以降) 3,500円 →1,000円

※被保護世帯・就学援助世帯で2子以上同時入会の場合、全員おやつ代相当額 (1,000円) のみをお支払いいただきます。

※2子以上入会世帯で、退会等により1人だけの利用となった場合の利用料は3,500円です。

(2) 免除申請手続

所定の免除申請書に必要事項を記入して入会を希望する放課後児童クラブまたは青少年課に提出してください。

苫小牧市放課後児童クラブ条例及び苫小牧市教育委員会の就学援助基準による認定に基づいて、放課後児童クラブ利用料の免除を決定します。このため、免除申請がありました方につきましては、認定の状況について関係部局に照会いたしますので、ご了承願います。

※年度の途中で状況が変わった場合はご連絡ください。また、偽りの申請等により免除された場合は、免除を取り消します。

※申請に基づいて免除を決定いたしますので、免除区分に該当する場合でも、申請手続きがない場合は通常の利用料をご負担いただきます。

申請があった月からの免除となり、遡及はいたしませんので、年度の途中から状況が変わった場合、早めの手続きをお願いいたします。

個人情報のため、申請書の提出が無ければ関係部局に確認ができませんのでご了承ください。

5 利用料をお支払いいただけない場合について

(1) 利用料を滞納した場合、文書・電話・訪問等による納付催告を行います。

(2) 納付催告にもかかわらず利用料の滞納が続いた場合は、放課後児童クラブの利用を制限します。

放課後児童クラブ利用上の注意点について

1 児童の安全確保

- (1) 入会児童の送迎は放課後児童クラブでは行いません。お迎えが出来ない方は保護者各自の責任において交通安全等の指導を行ってください。
- (2) 物騒な事件の発生、荒天等の理由から、学校において集団下校を実施する場合があります。このような場合、利用児童は帰宅せず放課後児童クラブで待機となりますので、児童の安全のためにも、帰宅に際して**保護者の方が必ず迎えに来られますよう**お願いします。
- (3) 児童の安全を確保するため、できるだけ保護者の方が迎えに来られますようお願いします。迎えに来られない場合は、次のとおり学校で指定されている時間をもとに帰宅させますので、ご協力願います。**通学路を厳守するようご指導をお願いします。**

① 4月～9月	午後5時までに退室
② 10月、3月	午後5時までに帰宅
③ 2月	午後4時30分までに帰宅
④ 11月～1月	午後4時までに帰宅

- (4) 緊急時(災害時等)の対応については入会時に説明します。
- (5) 習い事・塾・スポーツ少年団等、自宅以外へ児童クラブから通う場合、学校の敷地を出た以降は保険の適用外となりますので、保護者の責任において交通安全等の指導を行ってください。
また、学校の敷地外での習い事等の終了後、上記の時間以降については児童クラブへ戻ることはできませんので、そのまま帰宅させてください。

2 新1年生の送迎について

新1年生は次の期間、必ず保護者(代理を含む)の送り・迎えが必要

- (1) 長期休業期間(春4月)・・・保護者の送迎が必要
- (2) 下校指導期間・・・給食開始前は下校指導の帰宅後、保護者の送迎が必要
(児童センターについては、下校先となっているため必要ありません。)
- (3) 1学期中の学校休業日・・・保護者の送迎が必要

3 児童クラブ利用のルールについて

- (1) 放課後児童クラブでは、昼食等の食事の用意はできません。学校給食のない時には、各自昼食を用意してください。昼食時間帯に一度帰宅して、再来室することはできません。
※昼食代として、**現金を児童に持たせることは絶対にしないでください。**
- (2) 投薬を含む医療行為は、放課後児童クラブでは行えません。
- (3) 閉室時間は午後6時30分です。時間厳守をお願いします。
- (4) 放課後児童クラブは、保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童を対象として開設しています。利用に当たっては、保護者の勤務時間に沿って利用していただき、保護者の仕事が休み等により自宅にいる場合はお預かりできません。
- (5) 確実な連絡確認のため、各クラブへの連絡はメールではお受けできません。
- (6) おやつを持ち帰りは出来ません。ただし、保護者の就労終了時間が15時より早い場合、おやつを食べて帰宅できるよう、15時30分までの利用を配慮します。
- (7) 宿題への声掛けは行いますが、指導や添削はできませんので、ご家庭でお願いします。

4. 開設場所及び定員

名 称	実施場所	名 称	実施場所
苫小牧西児童クラブ	苫小牧西小	豊川児童クラブ	豊川小
勇払児童クラブ	勇払小	明德児童クラブ	明德小
沼ノ端第1・2児童クラブ	沼ノ端小	泉野第1・2児童クラブ	泉野小
若草児童クラブ	若草小	明野第1・2児童クラブ	明野小
北光第1・2児童クラブ	北光小	拓勇第1・2・3児童クラブ	拓勇小
緑第1・2児童クラブ	緑小	ウトナイ第1・2・3児童クラブ	ウトナイ小
大成児童クラブ	大成小	拓進第1・2児童クラブ	拓進小
清水児童クラブ	清水小	日新児童センター児童クラブ	日新児童センター
美園第1・2児童クラブ	美園小	あさひ児童センター児童クラブ	あさひ児童センター
糸井児童クラブ	糸井小	錦岡児童センター児童クラブ	錦岡児童センター
北星児童クラブ	北星小	大成児童センター児童クラブ	大成児童センター
澄川第1・2児童クラブ	澄川小		

標準利用定数：40人（大成児童センター児童クラブのみ30人）

※不明な点及び詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

健康こども部青少年課	TEL	0144-32-6759
あさひ児童センター	TEL	0144-35-6393
錦岡児童センター	TEL	0144-82-7371
日新児童センター	TEL	0144-76-6655
大成児童センター	TEL	0144-75-1841

●お迎え時間の厳守について

閉室時間は18時30分です。放課後児童クラブは学校の施設をお借りして運営しており、警備の関係上におきましてもお迎え時間の厳守をお願いします。

※お迎え遅れが続いた場合、児童クラブの利用を制限する場合があります。

●保護者のお迎えが間に合わない場合

苫小牧市ファミリー・サポート・センター（連絡先 84-7266 教育・福祉センター2階）を利用されるようお願いいたします。利用される場合は、事前の登録が必要です。

料金もかかりますので、詳細は苫小牧市ファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。

●民間の放課後児童クラブについて

苫小牧市が設置する放課後児童クラブのほか、民間の放課後児童クラブが市内2ヶ所あります。詳細につきましては、以下の連絡先に直接お問い合わせください。

クラブ名	運営者	住所	連絡先
苫小牧じゃがいもクラブ	NPO法人苫小牧じゃがいもクラブ	桜木町3丁目1番4号	75-7804
幼稚舎あいか	社会福祉法人 百合愛会	柳町4丁目9番17号	53-0021